

# 1 はじめに確認していただきたい事（重要）

---

## 1. 慣らし保育について

慣らし保育とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。慣らし保育は、利用開始日（入園日）以降に行います。

伊達市の保育所等では、入園日から最長 2 週間、保育時間を徐々に伸ばしていく慣らし保育期間を設けております。(P18)

なお、利用開始日（入園日）より前に慣らし保育を行うことはできません。ご家族や雇用先等とも調整のうえ利用開始日を検討してください。

## 2. 保育料以外の費用の実費負担（※保育所等へ確認してください。）

制服や遠足、給食などの費用として、保育料以外の実費負担が発生する場合があります。

## 3. 特別な支援を必要とするお子さんについて

障害や重い食物アレルギーのあるお子さんや、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申請前に伊達市こども育成課へ必ず相談してください。

また、お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、申請に必要な書類（P9）の「家庭状況調査（2）」に記入してください。